



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 隆 志
(コード番号 3708 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 人 事 本 部 長 田 中 浩 之
(Tel 03 (5219) 1810)

株式付与 E S O P 信託制度導入に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 13 日開催の取締役会において、「株式付与 E S O P 信託」導入に伴う自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2025 年 12 月 1 日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 288,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,517 円
(4) 処分総額	436,896,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 E S O P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本制度により、グループ従業員（国外居住者を除く。以下、「対象従業員」という。）のモチベーションを向上させ、グループの一体感を醸成するとともに、株主の皆さまと同じ目線で中長期的な業績向上と企業価値の増大に主体的に貢献する意識を高め、持続可能な企業グループの実現とさらなる企業価値向上を図ることを目的として、2025 年 11 月 13 日開催の取締役会で株式付与 E S O P 信託（以下、「本制度」という。）導入の決議をしております。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 E S O P 信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.74%（2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 347,779 個に対する割合 0.83%。いずれも小数点第 3 位を四捨五入。なお、当社は 2025 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っているため、

発行済株式総数及び総議決権個数は株式分割を考慮し算出しております。) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要については、2025 年 11 月 13 日付で公表いたしました『株式付与 E S O P 信託』の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ 信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	2025 年 11 月 26 日
信託の期間	2025 年 11 月 26 日～2028 年 11 月 30 日（予定）
制度開始日	2025 年 11 月 26 日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 11 月 12 日）の当社株式の終値である 1,517 円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上